

別記様式（第21条関係）

（表）

第 _____ 号 官職 _____ 氏名 _____	六・五センチメートル
高速道路株式会社法 第16条第2項の立入検査員証	
国土交通大臣 印	
年 月 日 発 行 年 月 日 限 有 効	
九センチメートル	

（裏）

高速道路株式会社法（抜粋）

（報告及び検査）

第十六条 国土交通大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二十一条 第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。